

○下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用取扱要綱

(平成 26 年 8 月 28 日訓令第 31 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下川町が定めたイメージキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第 2 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、同一時期に使用希望が重複した場合、町の業務に支障を及ぼさない範囲において先着順とする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 下川町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれがあるとき。
- (7) 第 7 条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員(法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。)が使用し、またそのおそれがあると認められるとき。
- (9) その他、町長が使用について不適當であると認めるとき。

(使用申請)

第 3 条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認申請書(別記様式第 1 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、緊急の場合を除き使用しようとする日の 10 日前までにしなければならない。

(承認)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付することができる。

2 町長は前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用不承認通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第6条 使用承認期間は、着ぐるみを使用する期間とし、5日間以内とする。

2 着ぐるみの借受及び返却は、使用承認期間前後に速やかに行うものとする。

(遵守事項)

第7条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行い、経費が発生した場合は、使用者が負担すること。

(4) 下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、正しく使用すること。

(5) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(6) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(7) 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復すること。修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が実費弁償すること。返却後、破損が見つかった場合も同様とする。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消したときは、下川町イメージキャラクター着ぐるみ使用承認取消通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、着ぐるみを使用してはならない。

4 町は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用によって、使用者及び第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、下川町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。